

改正医療的ケア児等支援法

こども期から成人期まで、暮らしを切れ目なく支える法律へ

この資料の位置づけ

令和8年7月24日に参議院本会議で全会一致により可決された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」について、国会提出時の法律案・法律案要綱及び国会の議案審議情報に基づき、改正の全体像を整理したものです。

改正後の題名

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律

施行期日

令和9年4月1日

成立

令和8年7月24日（参議院本会議・全会一致）

改正の中心

支援の対象を、医療的ケア児とその家族から、成人期を含む医療的ケア児等、重症心身障害者、そしてそれらの家族へ拡大します。あわせて、教育、日常生活、医療、就労、住居、相談、災害時支援など、地域で暮らし続けるための施策を法律上に位置づけます。

ホームページ掲載用資料 作成日：令和8年7月26日

1. 支援の対象と法律の目的が広がります

「児」だけではなく、成人後の暮らしも支援の対象として明確になります。

「医療的ケア児等」の定義

- ・ 医療的ケア児
- ・ 医療的ケア児であった者で、日常生活・社会生活を営むために恒常的な医療的ケアが不可欠な者
- ・ 恒常的な医療的ケアが不可欠であり、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者（上記を除く）

「重症心身障害者」の定義

- ・ 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している者
- ・ そのうち児童である者を「重症心身障害児」とする

目的に加わる視点

本人の意思が最大限に尊重され、必要な支援を受けながら地域社会で自立した生活を営めるようにすること、本人と家族が安心して暮らせる社会の実現を推進することが明記されます。

基本理念に加わる視点

基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられること、尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を社会全体で支えること、本人と家族が希望する地域で暮らせるようにすることが明記されます。

学校等の設置者の責務の対象には、大学、高等専門学校、専修学校（高等課程に限る。）の設置者も追加されます。

2. 教育と日常生活の支援が具体化されます

本人の参加を、家族の付添いや負担だけに委ねないための方向が示されました。

教育を行う体制の拡充

保護者の付添いがなくても授業に出席し、修学旅行その他の学校等の行事に参加するために必要な適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、学校等の設置者が講ずる措置の例示に「介護従事者の配置」が追加されます。生涯にわたる学習機会の確保に必要な措置も定められます。

日常生活における支援

年齢、必要な医療的ケアの種類、生活の実態に応じて必要な支援を受けられるよう、福祉サービス事業所への看護師等の配置促進その他の必要な措置を、国及び地方公共団体が講ずることとされます。

法律案要綱に例示された支援

医療的ケア	必要な医療的ケアの実施
一時預かり	一時的に預かり、必要な保護を行うサービス
夜間支援	夜間に居宅で提供される保健医療・福祉サービス
移動支援	通学等の移動の支援
暮らしの支援	重度訪問介護その他の日常生活に必要な支援

読み方の注意

改正法は、付添いのない参加や必要なサービスを可能にする体制整備を求めるものです。施行日から、すべての学校・行事・地域で一律に付添いが不要になることや、例示されたサービスが直ちに同じ内容で利用できることまでを定めたものではありません。

3. 成人期を含む暮らし全体が支援施策になります

医療だけではなく、学ぶこと、働くこと、住まうこと、つながることへ支援が広がります。

切れ目ない医療

医療的ケア児・重症心身障害児が18歳に達した後も、地域で必要な医療を切れ目なく受けられるよう必要な措置を講じる。

就労の支援

本人の希望の実現に向け、関係機関の連携、特性に応じた就労機会、定着支援、事業主支援等を進める。

住居の確保

本人の希望に応じて地域で自立した生活を営めるよう、希望する期間入居できる共同生活住居等の確保に必要な措置を講じる。

ピアサポート

本人と家族が孤独・孤立に陥らないよう、互いに支え合う交流活動への支援、情報提供、助言等を行う。

保育・社会的養護

保育所等への介護従事者配置を措置の例に追加し、社会的養護が必要な児童の支援体制を整備する。

人材・提供方法

支援人材の確保に向け研修方法を見直し、家族負担の軽減に資する医療的ケアの提供の在り方を適宜見直す。

政府は、支援に関して講じた施策に関する資料を作成し、適切な方法により随時公表します。地方公共団体については努力義務とされます。

4. 支援センターと地域の協議の場が広がります

個別の相談支援と、地域の支援体制づくりをつなぐ仕組みが明記されます。

医療的ケア児等支援センター

- ・名称を「医療的ケア児支援センター」から「医療的ケア児等支援センター」へ改称
- ・設置できる主体を、都道府県に加え、指定都市、中核市、政令で定める市、特別区へ拡大
- ・医療的ケア児等・重症心身障害者、その家族等への専門的相談、情報提供、助言その他の支援を追加
- ・進行性の疾病等により、将来、対象となることが相当程度見込まれる者も相談支援の対象に含む
- ・個別避難計画の作成への協力、災害時に市町村と連携した必要情報の提供を追加

医療的ケア児等支援地域協議会

地域の実情に応じた支援体制を協議

都道府県等は、本人・家族、学識経験者、関係機関やその従事者等で構成する協議会を置くことができます。地域課題の共有、関係者の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備について協議し、協議が調った事項について構成員はその結果を尊重します。

地域格差の是正

国及び地方公共団体は、支援センターの組織・運営体制、本人・保護者の意思を尊重した教育の実施、その他各地域の支援状況を検証し、その結果を踏まえて地域格差の是正に必要な措置を講ずることとされます。

5. 施行に向けて確認しておきたいこと

法律の成立は、地域の支援体制を具体化していく出発点です。

法律で定められたこと

支援対象、目的・基本理念、国・地方公共団体等が講ずる施策の方向、支援センター・地域協議会の仕組み、施行期日、施行後の見直しが定められました。

今後の具体化を確認すること

各施策の実施方法、サービスの提供体制、人員配置、地域ごとの運用等については、今後示される政令・通知、予算・事業、自治体及び学校等の取扱いを継続して確認する必要があります。

施行

令和9年4月1日

施行後の検討

施行後3年を目途に実施状況等を踏まえて検討し、必要な措置を講ずる

本改正が示す方向

本人の意思と尊厳を中心に、こども期から成人期まで、希望する地域での暮らしを社会全体で切れ目なく支えること。そのために、医療・福祉・保健・教育・労働・防災などの関係者が、個別支援と地域の体制整備を進めることが法律の柱となっています。

注：上記は法律案・法律案要綱に掲げられた内容を分野別に整理したものです。

6. 参考資料（出典）

本資料は、以下の公的資料に基づいて整理したものです。

- ・ 子ども家庭庁「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/care-ji-shien>
(令和8年7月26日閲覧)
- ・ 衆議院「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」（第221回国会・衆法第29号、令和8年7月10日提出）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g22105029.htm
- ・ 衆議院「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案要綱」（第221回国会・衆法第29号）
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/youkou/g22105029.htm
- ・ 参議院「第221回国会 議案審議情報 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案」（令和8年7月24日現在）
<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/221/meisai/m221090221029.htm>

資料利用上の留意事項

本資料は制度理解のための概要資料であり、個別のサービス利用、学校等での支援、自治体の実施内容を確認するものではありません。利用・支援の検討に当たっては、施行までに示される最新の法令、政令、通知、自治体及び関係機関の取扱いを確認してください。

作成：障がい者基幹相談支援センター しろっこ

資料室掲載用 令和8年7月26日